

仙台南部地区特別支援学校整備事業に係る大規模事業評価「評価書」の要旨

平成30年9月3日

宮 城 県

行政活動の評価に関する条例（平成13年宮城県条例第70号）第10条第1項及び行政活動の評価に関する条例施行規則（平成14年宮城県規則第26号）第21条の規定により、仙台南部地区特別支援学校整備事業に係る大規模事業評価の「評価書」を作成した。その要旨については、次のとおりである。

1 対象事業名

仙台南部地区特別支援学校整備事業

2 事業の概要

仙台圏域における知的障害特別支援学校の狭隘化の解消を図るとともに、今後も増加が見込まれる軽い知的障害のある生徒（中学校特別支援学級卒業生）の後期中等教育段階における学びの場を確保するため、仙台市南部の秋保地区に特別支援学校を新設する。

学校規模は36学級（定員210名）とし、従来特別支援学校に設置している小学部、中学部、高等部（普通科）のほか、職業教育に重点を置く高等学園機能を有する高等部（産業技術科）を設置する。

【参考】

予 定 地：旧拓桃医療療育センター・旧拓桃支援学校跡地（仙台市太白区秋保町湯元字鹿乙）

事業規模：施設 14, 143. 08㎡

・校舎4F（小学部・中学部・高等部普通科）7, 902. 08㎡

・校舎2F（高等部産業技術科）3, 601㎡

・寄宿舎・生活訓練棟 2, 640㎡

事業期間：平成30年度から平成36年度まで（平成36年4月供用開始予定）

事業費：初期建設費 8, 939百万円，維持管理費 6, 808百万円（維持管理期間40年）

3 県民生活及び社会経済情勢に対する効果並びにその把握の方法

本事業の実施により、仙台圏域における知的障害特別支援学校の狭隘化の解消を図ることに加え、知的障害のある生徒に対する実践的職業教育の場の整備により地場産業等を担う人材育成を図り、共生社会の形成に寄与する。

なお、事業実施の効果については大規模事業評価の基準に従い、定性的・定量的に分析し、把握した。

4 評価の経過

平成30年7月17日に宮城県行政評価委員会に諮問し、同委員会大規模事業評価部会においては、「評価調書」をもとに2回にわたり審議が行われ、同年8月24日に答申を受けた。

この間、同年7月17日から同年8月15日にかけて県民意見の聴取を実施し、4件の意見を受けた。

5 行政評価委員会の意見

答申では、「事業を実施することは妥当と認める。」との意見を受けた。

なお、評価書を作成するに当たり検討すべき事項として、3点の意見が付された。

6 評価の結果

宮城県行政評価委員会大規模事業評価部会における調査審議の経過及び上記5の答申を踏まえ、本事業について、行政活動の評価に関する条例施行規則第17条第1項に定める基準に基づき評価を行った結果、本事業を実施することは適切であると判断した。（評価結果の詳細については、「評価書」を参照）

なお、同答申の内容及び県民から提出された意見に対する県としての検討結果は、評価書に記載した。